

令和2年1月8日

青森県教育委員会第852回定例会

期 日 令和2年1月8日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

○議案第1号 公立専修学校設置の認可について 1

3 その他

○県立高等学校教育改革に係る要望書について 2

○職員の懲戒処分の状況について 6

4 閉 会

議案第 1 号

公立専修学校設置の認可について

五所川原市から認可申請のあった公立専修学校の設置については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により次のとおり認可する。

1 名称、位置

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|---------------|
| 五所川原市立高等看護学院 | 五所川原市字新町58番地2 |

2 開設の時期

令和2年4月1日

[その他]

県立高等学校教育改革に係る要望書について

1 「青森県立田子高等学校募集停止による教育環境づくりに関する支援等について」の件

- ・ 提出者住所 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 8 1
- ・ 提出者氏名 田子町長 山本 晴美 外 2 名
- ・ 受理年月日 令和元年 1 2 月 1 0 日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 殿

要 望 書

青森県立田子高等学校募集停止による
教育環境づくりに関する支援等について

田 子 町

青教高第440号



趣旨及び要望事項

当町唯一の県立高等学校である田子高等学校は、小規模であっても存続する「地域校」とされておりましたが、2年継続して募集人員の二分の一未満となったことから、令和2年度新入生から募集停止となりました。

地域の通学環境や経済的負担への配慮、地域を支える人材づくり等のため、以下の事項について、青森県教育委員会による検討・検証並びに各施策の構築・実施を要望致します。

記

- 1 通学等による学校活動や経済的負担について
 - (1)通学や下宿等の負担に対する支援
 - (2)遠距離通学による影響を認識し、県が理想とする「高校生としての在り方」を示すこと
- 2 地域を継承する人材づくり、郷土の伝統文化の守り手づくり
 - (1)「選ばれる青森」を掲げる青森県基本計画による方針との検証

(2)地域を学び地域を継承していく人材を育て
る仕組みづくりの構築

令和元年12月10日

田子町長 山本 晴 美



田子町議会

議長 澤口



田子町教育委員会

教育長 宇藤 裕 夫



[その他]

職員の懲戒処分の状況について

令和2年1月（12月1日～12月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域の高等学校 事務職員（41歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和元年6月9日（日）午後0時17分頃
 - ・ 十和田市内の市道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、右側から同交差点に進入してきた自動車と衝突し、その弾みで相手方の自動車が電話柱支線に接触したものの。
 - ・ 事故の相手方（女性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和元年12月16日
- 事案2 ①被処分者 西北地域つがる市の中学校 教諭（48歳 女性）
- ②事件の概要等 交通法規違反
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和元年9月30日（月）午前7時19分頃
 - ・ つがる市内の県道
 - ・ 最高速度40km/hのところ、74km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和元年12月17日

参 考 資 料

第 8 5 2 回定例会（令和 2 年 1 月）

- 議案第 1 号
公立専修学校設置の認可について

P 1 ~ P 2

公立専修学校設置の認可について

1 申請内容

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|-----------|--|----------|---------|-------|-------------|-----------|----|-----------|-------|-----------|--|--|--------|----------|
| 1 名 称 | 五所川原市立高等看護学院 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 位 置 | 五所川原市字新町58番地2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 開設の時期 | 令和 2 年 4 月 1 日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 設 置 者 | 五所川原市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 課程・学科 | 専門課程 看護学科（単位制・定時制） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 修業年限 | 3 年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 収容定員 | 1 学年40人 総定員 120 人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 授業科目 | 67科目・75単位（2,190 時間） （厚生労働省が定める看護師養成所の指定基準に準拠） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 教 職 員 | 学 院 長 岩村 秀輝（兼任：つがる総合病院 院長） 副 学 院 長 1 人（兼任） 専 任 教 員 6 人（看護師） 非 常 勤 講 師 84 人（大学教授、つがる総合病院医師など） 事 務 職 員 4 人（専任 1 人、兼任 2 人、臨時職員 1 人） 学 校 医 1 人（兼任） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 校 地 | 822.84 m ² （所有者：五所川原市） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 校 舎 | 鉄筋コンクリート造 6 階建 2,467.510 m ² （所有者：五所川原市） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 授業料等 | <table border="0"> <tr> <td>受験手数料</td> <td>1,400 円</td> <td rowspan="3">〔 その他諸経費（3 年間） 教科書代 約 120,000 円 そ の 他 約 36,000 円 〕</td> </tr> <tr> <td>入 学 金</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td>7,800 円（月額）</td> </tr> </table> | 受験手数料 | 1,400 円 | 〔 その他諸経費（3 年間） 教科書代 約 120,000 円 そ の 他 約 36,000 円 〕 | 入 学 金 | 6,500 円 | 授 業 料 | 7,800 円（月額） | | | | | | | | | |
| 受験手数料 | 1,400 円 | 〔 その他諸経費（3 年間） 教科書代 約 120,000 円 そ の 他 約 36,000 円 〕 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入 学 金 | 6,500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 授 業 料 | 7,800 円（月額） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 運営経費 | <p>五所川原市高等看護学院特別会計に予算計上</p> <table border="0"> <tr> <td>収入</td> <td>94,138 千円</td> <td>┌ 授業料等</td> <td>6,921 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>└ 一般会計負担金</td> <td>87,217 千円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>94,138 千円</td> <td>┌ 人件費</td> <td>88,110 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>└ 運営経費</td> <td>6,028 千円</td> </tr> </table> <p>（平成31年度当初予算ベース）</p> | 収入 | 94,138 千円 | ┌ 授業料等 | 6,921 千円 | | | └ 一般会計負担金 | 87,217 千円 | 支出 | 94,138 千円 | ┌ 人件費 | 88,110 千円 | | | └ 運営経費 | 6,028 千円 |
| 収入 | 94,138 千円 | ┌ 授業料等 | 6,921 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | └ 一般会計負担金 | 87,217 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 94,138 千円 | ┌ 人件費 | 88,110 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | └ 運営経費 | 6,028 千円 | | | | | | | | | | | | | | |

2 法令適合状況

| 項 目 | 法 令 上 の 基 準 | 五所川原市立高等看護学院の状況 | |
|-------|---|--|--|
| 教育の目的 | 職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 〔法124条〕 | 科学的思考に基づく看護の知識と技術を習得させ、広く社会に貢献できる看護師を育成する。 〔適合〕 | |
| 教育課程等 | 修業年限 | 1年以上 〔法124条〕 | 3年 〔適合〕 |
| | 授業時数 | 年 450 単位時間以上かつ17単位以上 〔省令20条〕 | 1年次 690 単位時間・25単位 2年次 690 単位時間・31単位 3年次 795 単位時間・19単位 〔適合〕 |
| | 卒業要件 | 51単位以上を修得 〔省令27条〕 | 教育課程表に定める全75単位を修得 〔適合〕 |
| 生徒 | 収容定員 | 40人以上 〔法124条〕 | 120人（40人×3学年） 〔適合〕 |
| | 同時に授業を行う生徒数 | 原則40人以下 〔省令6条〕 | 1学年40人 〔適合〕 |
| | 入学資格 | 高校等卒業者（これに準ずる学力があると認められた者を含む。） 〔法125条〕 | ①免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師で、高校卒業程度の学力があると学院が認めた者 ②高校等卒業者である准看護師 〔いずれも適合〕 |
| 校長・教員 | 教員数 | 4人以上で、うち3人は専任〔省令39条〕 | 専任6人、非常勤84人、計90人 〔適合〕 |
| | 校長資格 | 教育に関する識見を有し、かつ、教育・学術・文化に関する業務に従事した者 〔法129条〕 | つがる総合病院院長が兼務で務める。医師としての経験・実績等を踏まえると、看護教育に関する識見を有すると認められる。 〔適合〕 |
| | 教員資格 | 大学等卒業後に関連業務に一定期間従事した者など、担当する教育に関し専門的な知識・技術・技能等を有する者 〔省令41条〕 | 専任教員・非常勤講師の全員が適合 〔適合〕 |
| 施設設備 | 位置及び環境 | 教育上及び保健衛生上、適切なもの 〔省令44条〕 | 主たる実習施設であるつがる総合病院が近隣にあり、これまでの運営実績からも、教育上及び保健衛生上、適切と認められる。 〔適合〕 |
| | 校地 | 校舎等を保有するに必要な面積 〔省令45条〕 | 822.84㎡（校舎既設） 〔適合〕 |
| | 校舎面積 | 500㎡以上 〔省令47条〕 | 2,467.510㎡ 〔適合〕 |
| | 設備 | 目的、生徒数又は課程に応じ必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備 〔省令49条〕 | 厚生労働省指定看護師養成所として必要な機械器具・標本・模型・図書を備えている。 〔適合〕 |

備考 「法令上の基準」欄は、単位制による夜間等学科である専修学校専門課程に係る基準で、「法」は学校教育法(昭和22年法律第26号)、「省令」は専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)